

依之十委員等は、其の收五日間、該二、雙方に  
 懇話の歩を遺すにのむを、不幸、因東同盟側  
 の意見、以てなす、乃に鈴木、加藤、西尾は、  
 十委員なる、の以て主事なる、責任を負わす、辯義を  
 呈出する上をうた、  
 十一月二十日、中央委員を以て決定、より、閉會  
 する、正委員なきに在り、  
 十二月十日、三五中央委員を以て、同席せしむる  
 の運のとなす、

中央委員會決定事項

一、五組合同東同盟會より、除名は其のまゝ、兼  
 認し、在五組合同本部直屬として認むることを

4.

二、古館の一人の、除名問題は、右方なき自發  
 的に自決するの申張りありたるに依り、也を認め

三、被除名側、然る、又、因東同盟雙方より  
 二十日までに陳謝文を提出せしむるを、

四、中央委員會は、此の問題に關し、聲明書を  
 發表すること、

五、加藤主事、辞任申出は、本件に關し、其の必  
 認の事とし、同九、身上の事情を考慮し、也と反

六、鈴木會長の辭職は、必要あり、也、尚、任  
 する、こと、

田代 勲  
 田代 勲  
 田代 勲